県章

三重県公報

令和7年9月30日（火）

号　外

目　次

（番号）　（題　名）　（担当）　（頁）

規　則

58　三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則　（住宅政策課）　2

規　　則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年九月三十日

三重県知事　一見勝之

三重県規則第五十八号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正）

第一条　三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成八年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（誓約書） 第八条　条例第十一条第一号に規定する誓約書は、特定公共賃貸住宅入居誓約書（第二号様式）によるものとする。 2　前項の誓約書には、入居決定者の印鑑証明書のほか、次の各号に掲げる緊急連絡人の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。 一　次条第一項の規定による緊急連絡人　当該緊急連絡人の住民票の写し及び戸籍謄本その他の当該緊急連絡人が入居決定者の三親等内の親族であることを証明する書類 二　次条第二項第一号の規定による緊急連絡人　当該緊急連絡人の住民票の写し 三　次条第二項第二号の規定による緊急連絡人　当該緊急連絡人の登記事項証明書 （緊急連絡人） 第九条　条例第十一条第一号の規則で定める要件は、入居決定者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住していることとする。 2　知事は、入居決定者が前項の規定による緊急連絡人を確保することに困難な事情があると認める場合には、次の各号に定める者（第一号に定める場合にあっては二名）を緊急連絡人とすることができる。 一　（略） 二　三重県内に営業拠点を有する法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十一条各号の規定により解散した株式会社、同法第四百七十二条第一項の規定により解散したものとみなされた株式会社その他これらに類するものを除く。） 3　（略） 4　入居決定者又は入居者は、第一項の規定による緊急連絡人が次の各号に該当することとなった場合は、速やかに新たな緊急連絡人を確保しなければならない。 一　（略）	（誓約書） 第八条　条例第十一条第一項第一号に規定する誓約書は、第二号様式によるものとする。 2　前項の誓約書には、入居決定者の印鑑証明書のほか、緊急連絡人の住民票の写し又は登記事項証明書を添付するものとする。 （緊急連絡人） 第九条　条例第十一条第一号の規則で定める要件は、入居決定者の三親等以内の親族（同居親族を除く。）であることとする。 2　知事は、入居決定者が緊急連絡人を確保することが困難な事情があると認める場合には、次の各号に定める者（第一号に定める場合にあっては二名）を緊急連絡人とすることができる。 一　（略） 二　三重県内に営業拠点を有する法人で、条例第十一条第一号に規定する入居者と連絡がとれない場合において入居者及び関係者への連絡並びに次項各号に定める役割を担うもの 3　（略） 4　入居予定者又は入居者は、緊急連絡人が次の各号に該当することとなった場合は、十四日以内に新たな緊急連絡人を確保しなければならない。 一　（略）

二　第一項の要件を満たさなくなった場合	二　破産手続開始の決定を受けた場合
三　前二号に定める場合のほか、知事が不適当と認めて緊急連絡人の変更を求めた場合	三　三重県内に住所、勤務地が所在しなくなった又は営業拠点を有しなくなった場合 四　前三号に定める場合のほか、知事が不適当と認めて変更を求めた場合
5　入居決定者又は入居者は、第二項の規定による緊急連絡人が次の各号に該当することとなった場合は、速やかに新たな緊急連絡人を確保しなければならない。 一　死亡した場合 二　第二項各号の要件を満たさなくなった場合 三　前二号に定める場合のほか、知事が不適当と認めて緊急連絡人の変更を求めた場合	
6　入居決定者又は入居者は、その緊急連絡人を変更したとき又は前二項の規定により緊急連絡人を確保したときは、緊急連絡人を変更し、又は確保した日から十四日以内に、特定公共賃貸住宅入居者緊急連絡人変更届出書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。	
7　前項の届出書には、前条第二項各号に掲げる緊急連絡人の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。	
8　入居決定者又は入居者は、その緊急連絡人が住所若しくは氏名又は所在地若しくは名称を変更したときは、その事実を知った日から十四日以内に、特定公共賃貸住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書（第三号様式の二）を知事に提出しなければならない。	5　入居者は、その緊急連絡人が住所、氏名、名称又は所在地を変更したときは、その事実を知った日から十四日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
9　前項の届出書には、当該変更が住所の変更である場合は住民票の写しを、氏名の変更である場合は戸籍謄本その他の当該者が氏名を変更したことを証明する書類、所在地又は名称の変更である場合は登記事項証明書を添付するものとする。	（緊急連絡人の変更） 第九条の二　入居者は、前条第四項の規定により緊急連絡人を確保したときは、特定公共賃貸住宅入居者緊急連絡人変更届出書（第三号様式）を提出しなければならない。 2　前項の届出書には、新たな緊急連絡人の住民票の写し又は登記事項証明書を添付するものとする。 3　入居者は、前条第五項の規定により緊急連絡人の住所、氏名、名称又は所在地の変更を届け出るときは、特定公共賃貸住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書（第三号様式の二）を知事に提出しなければならない。 4　前項の届出書には、住所の変更にあっては住民票の写し又は登記事項証明書を、氏名の変更にあっては戸籍抄本を、名称の変更にあっては登記事項証明書を添付するものとする。

第二号様式から第三号様式の二までを次のように改める。

第２号様式（第８条関係）

特　定　公　共　賃　貸　住　宅　入　居　誓　約　書

年　月　日

三重県知事　宛て

私（入居者）は、本誓約書に示されている特定公共賃貸住宅に入居し、使用するにあたっては、三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を堅く守ります。

また、入居までに配布される案内「入居のしおり」を堅く守ります。

なお、私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに特定公共賃貸住宅を明け渡します。

建物表示	所　在　地	
	住　宅　名	特定公共賃貸住宅　　団地　　棟　　号室

入居者	（ふりがな） 氏　名	実印	生年月日	年　月　日
	現　住　所	電話番号（　　）		
	勤　務　先	電話番号（　　）		

緊急連絡人の住所若しくは氏名又は所在地若しくは名称に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

緊急連絡人として、次の①～③の役割を担うことを誓約します。

① 入居者と連絡がとれない場合の入居者及び関係者への連絡

② 入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応

③ 滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力

緊急連絡人	（ふりがな） 氏名又は名称 生年月日	（　　年　月　日）	（　　年　月　日）
	住　所 又　は 所在地		
	電話番号	（　　）	（　　）
	入居者との 関　係		

＊　裏面へ続く

（　裏　面　）

添　付　書　類	1　入居者本人の印鑑証明書 2　次に掲げる緊急連絡人の区分に応じ、それぞれに定める書類 (1)　入居者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住している者 当該緊急連絡人の住民票の写し及び戸籍謄本その他の当該緊急連絡人が入居者の三親等内の親族であることを証明する書類 (2)　所在地又は勤務地が三重県内に所在する者 当該緊急連絡人の住民票の写し (3)　三重県内に営業拠点を有する法人 当該緊急連絡人の登記事項証明書 3　その他（　　）

注１　緊急連絡人は、入居者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住していることとする（これにより難い場合には、①三重県内に住所若しくは勤務場所を有する者二名又は②三重県内に営業拠点を有する法人一法人とする。）。

２　入居者の欄は、入居者が自署し、登録された印鑑（添付の印鑑証明書に印影が証明された印鑑）により押印すること。

３　緊急連絡人の欄は、緊急連絡人となる者が自署すること。

第３号様式（第９条関係）

特定公共賃貸住宅入居者緊急連絡人変更届出書

年　　月　　日

三重県知事　宛て

特定公共賃貸住宅　　団地　　棟　　号室

入 居 者

電話番号

緊急連絡人に変更を生じたので、三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則第９条第６項の規定により届け出ます。

なお、緊急連絡人は、次の①～③の役割を担うことを誓約します。

① 入居者と連絡がとれない場合の入居者及び関係者への連絡

② 入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応

③ 滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力

旧緊急連絡人	氏名又は名称	
	住　　所 又　は 所　在　地	
新緊急連絡人	(ふりがな) 氏名又は名称 生 年 月 日	（　　年　　月　　日）
	住　　所 又　は 所　在　地	
	電 話 番 号	
	入居者との 関　　係	
添　付　書　類		1　次に掲げる新たに緊急連絡人となる者の区分に応じ、それぞれに定める書類 (1)　入居者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住している者 当該緊急連絡人の住民票の写し及び戸籍謄本その他の当該緊急連絡人が入居者の三親等内の親族であることを証明する書類 (2)　所在地又は勤務地が三重県内に所在する者 当該緊急連絡人の住民票の写し (3)　三重県内に営業拠点を有する法人 当該緊急連絡人の登記事項証明書 2　その他（　　）

注１　新たに緊急連絡人となる者は、入居者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住していることとする（これにより難い場合には、①三重県内に住所若しくは勤務場所を有する者二名又は②三重県内に営業拠点を有する法人一法人とする。）。

２　新緊急連絡人の欄は、新たに緊急連絡人となる者が自署すること。

第３号様式の２（第９条関係）

特定公共賃貸住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書

年　　月　　日

三重県知事　宛て

特定公共賃貸住宅　　団地　　棟　　号室

入 居 者

電話番号

緊急連絡人の　住所又は所在地 / 氏名又は名称　が次のとおり変更になりましたので、三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則第９条第８項の規定により届け出ます。

		変　更　前	変　更　後
緊急連絡人	(ふりがな) 氏　名 又は 名　称		
	住　所 又は 所在地 (電話番号)	(　　)	(　　)

備考

１　氏名変更の場合は、戸籍謄本その他の当該者が氏名を変更したことを証明する書類を添付すること。

２　住所変更の場合は、住民票の写しを添付すること。

３　所在地又は名称変更の場合は、登記事項証明書を添付すること。

（三重県営住宅条例施行規則の一部改正）

第二条　三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（誓約書） 第五条　（略） 2　前項の誓約書には、入居決定者の印鑑証明書のほか、次の各号に掲げる緊急連絡人の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。 一　次条第一項の規定による緊急連絡人　当該緊急連絡人の住民票の写し及び戸籍謄本その他の当該緊急連絡人が入居決定者の三親等内の親族であることを証明する書類 二　次条第二項第一号の規定による緊急連絡人　当該緊急連絡人の住民票の写し 三　次条第二項第二号の規定による緊急連絡人　当該緊急連絡人の登記事項証明書	（誓約書） 第五条　（略） 2　前項の誓約書には、入居決定者の印鑑証明書のほか、緊急連絡人の住民票の写し又は登記事項証明書を添付するものとする。
（緊急連絡人） 第六条　条例第十条第一項第一号の規則で定める要件は、入居決定者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住していることとする。 2　知事は、入居決定者が前項の規定による緊急連絡人を確保することに困難な事情があると認める場合には、次の各号に定める者（第一号に定める場合にあっては二名）を緊急連絡人とすることができる。 一　（略） 二　三重県内に営業拠点を有する法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十一条各号の規定により解散した株式会社、同法第四百七十二条第一項の規定により解散したものとみなされた株式会社その他これらに類するものを除く。） 3　（略） 4　入居決定者又は入居者は、第一項の規定による緊急連絡人が次の各号に該当することとなった場合は、速やかに新たな緊急連絡人を確保しなければならない。 一　（略） 二　第一項の要件を満たさなくなった場合 三　前二号に定める場合のほか、知事が不適当と認めて緊急連絡人の変更を求めた場合 5　入居決定者又は入居者は、第二項の規定による緊急連絡人が次の各号に該当することとなった場合は、速やかに新たな緊急連絡人を確保しなければならない。 一　死亡した場合 二　第二項各号の要件を満たさなくなった場合 三　前二号に定める場合のほか、知事が不適当と認めて緊急連絡人の変更を求めた場合	（緊急連絡人） 第六条　条例第十条第一項第一号の規則で定める要件は、入居決定者の三親等以内の親族（同居親族を除く。）であることとする。 2　知事は、入居決定者が緊急連絡人を確保することに困難な事情があると認める場合には、次の各号に定める者（第一号に定める場合にあっては二名）を緊急連絡人とすることができる。 一　（略） 二　三重県内に営業拠点を有する法人で、条例第十条第一項第一号で定める入居者と連絡がとれない場合において入居者及び関係者への連絡並びに次項各号に定める役割を担うもの 3　（略） 4　入居予定者又は入居者は、緊急連絡人が次の各号に該当することとなった場合は、十四日以内に新たな緊急連絡人を確保しなければならない。 一　（略） 二　破産手続開始の決定を受けた場合 三　三重県内に住所、勤務地が所在しなくなった又は営業拠点を有しなくなった場合 四　前三号に定める場合のほか、知事が不適当と認めて緊急連絡人の変更を求めた場合

6　入居決定者又は入居者は、その緊急連絡人を変更したとき又は前二項の規定により緊急連絡人を確保したときは、緊急連絡人を変更し、又は確保した日から十四日以内に、県営住宅入居者緊急連絡人変更届出書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。	
7　前項の届出書には、前条第二項各号に掲げる緊急連絡人の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。	
8　入居決定者又は入居者は、その緊急連絡人が住所若しくは氏名又は所在地若しくは名称を変更したときは、その事実を知った日から十四日以内に、県営住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書（第三号様式の二）を知事に提出しなければならない。	5　入居者は、その緊急連絡人が住所、氏名、名称又は所在地を変更したときは、その事実を知った日から十四日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
9　前項の届出書には、当該変更が住所の変更である場合は住民票の写しを、氏名の変更である場合は戸籍謄本その他の当該者が氏名を変更したことを証明する書類、所在地又は名称の変更である場合は登記事項証明書を添付するものとする。	（緊急連絡人の変更） 第六条の二　入居者は、前条第四項の規定により緊急連絡人を確保したときは、県営住宅入居者緊急連絡人変更届出書（第三号様式）を知事に提出しなければならない。
	2　前項の届出書には、新たな緊急連絡人の住民票の写し又は登記事項証明書を添付するものとする。
	3　入居者は、前条第五項の規定により緊急連絡人の住所、氏名、名称又は所在地の変更を届け出るときは、県営住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書（第三号様式の二）を知事に提出しなければならない。
	4　前項の届出書には、住所の変更にあっては住民票の写し又は登記事項証明書を、氏名の変更にあっては戸籍抄本を、名称の変更にあっては登記事項証明書を添付するものとする。
（同居承認申請） 第七条　（略）	（同居承認申請） 第七条　（略）
2　前項の場合において、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第十二条第一項の規定による承認をしてはならない。	2　前項の場合において、知事は、入居者が同居させようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、条例第十二条第一項の規定による承認をしてはならない。
一　当該同居させようとする者が条例第六条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する場合	一　条例第六条第一項第二号イからニまでのいずれかに該当する者
二　当該同居させようとする者が条例第六条第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する場合	二　条例第六条第一項第三号イからハまでに掲げる者
三　当該同居させようとする者が地方税を滞納している場合	三　地方税を滞納している者
四　当該承認をすることにより条例第六条第一項第五号の条件を具備しなくなると見込まれる場合	四　当該承認による同居の後における当該入居者の収入が条例第六条第一項第五号に規定する金額を超える者

五　当該入居者が条例第三十九条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する場合	五　条例第三十九条第一項第一号から第六号のいずれかに該当する者
六　当該同居させようとする者が次のいずれにも該当しない場合	六　入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第九条第二項第七号において同じ。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童、直系親族及び三親等以内の傍系親族のいずれでもない者
イ　入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。この号ハ及び第九条第二項第七号において同じ。）	
ロ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童	
ハ　入居者又は入居者の配偶者の直系血族又は三親等内の傍系血族	
3　知事は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項第四号、第五号及び第六号の規定にかかわらず、条例第十二条第一項の規定による承認をすることができる。	3　知事は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項第四号及び第五号の規定にかかわらず、条例第十二条第一項の規定による承認をすることができる。
（明渡しの請求を受けた不正入居者等から徴収することができる損害賠償金の額）	（明渡しの請求を受けた不正入居者等から徴収することができる損害賠償金等の額）
第二十条　条例第三十九条第三項及び第四項に規定する損害賠償金の額は、当該県営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額とする。ただし、条例第三十九条第四項に規定する損害賠償金の額について知事が特別の事情があると認める場合は、その事情を斟酌して、当該県営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額を上限として知事が別に定めることができる。	第二十条　条例第三十九条第三項及び第四項に規定する損害賠償金の額は、当該県営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額とする。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、同条第一項の規定による請求を行った日における当該県営住宅の家賃に相当する額とすることができる。

第二号様式から第三号様式の二までを次のように改める。

第２号様式（第５条関係）

県　営　住　宅　入　居　誓　約　書

年　　月　　日

三重県知事　宛て

私（入居者）は、本誓約書に示されている県営住宅に入居し、使用するにあたっては、公営住宅法、三重県営住宅条例及び三重県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を堅く守ります。

また、入居までに配布される案内「県営住宅　入居のしおり」を堅く守ります。

なお、私又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡します。

建物表示	所　在　地	
	住　宅　名	県営住宅　　団地　　棟　　号室

入居者	（ふりがな） 氏　　名	実印	生年月日	年　　月　　日
	現　住　所	電話番号（　　）		
	勤　務　先	電話番号（　　）		

緊急連絡人の住所若しくは氏名又は所在地若しくは名称に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

緊急連絡人として、次の①～③の役割を担うことを誓約します。

① 入居者と連絡がとれない場合の入居者及び関係者への連絡

② 入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応

③ 滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力

緊急連絡人	（ふりがな） 氏名又は名称 生年月日	（　　年　　月　　日）	（　　年　　月　　日）
	住　　所 又　は 所在地		
	電話番号	（　　）	（　　）
	入居者との 関　　係		

＊　裏面へ続く

（　裏　面　）

添　付　書　類	1　入居者本人の印鑑証明書 2　次に掲げる緊急連絡人の区分に応じ、それぞれに定める書類 (1)　入居者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住している者 当該緊急連絡人の住民票の写し及び戸籍謄本その他の当該緊急連絡人が入居者の三親等内の親族であることを証明する書類 (2)　所在地又は勤務地が三重県内に所在する者 当該緊急連絡人の住民票の写し (3)　三重県内に営業拠点を有する法人 当該緊急連絡人の登記事項証明書 3　その他（　　）

注１　緊急連絡人は、入居者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住していることとする（これにより難い場合には、①三重県内に住所若しくは勤務場所を有する者二名又は②三重県内に営業拠点を有する法人一法人とする。）。

２　入居者の欄は、入居者が自署し、登録された印鑑（添付の印鑑証明書に印影が証明された印鑑）により押印すること。

３　緊急連絡人の欄は、緊急連絡人となる者が自署すること。

第３号様式（第６条関係）

県営住宅入居者緊急連絡人変更届出書

年　　月　　日

三重県知事　宛て

県営住宅　　団地　　棟　　号室

入 居 者

電話番号

緊急連絡人に変更を生じたので、三重県営住宅条例施行規則第６条第６項の規定により届け出ます。

なお、緊急連絡人は、次の①～③の役割を担うことを誓約します。

① 入居者と連絡がとれない場合の入居者及び関係者への連絡

② 入居者が事件又は事故に遭遇したときの初期対応

③ 滞納家賃の納付督促及び納付催告への協力

旧緊急連絡人	氏名又は名称	
	住　所 又　は 所在地	
新緊急連絡人	(ふりがな) 氏名又は名称 生年月日	（　　年　　月　　日）
	住　所 又　は 所在地	
	電話番号	
	入居者との関係	
添付書類		１　次に掲げる新たに緊急連絡人となる者の区分に応じ、それぞれに定める書類 (1)　入居者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住している者 当該緊急連絡人の住民票の写し及び戸籍謄本その他の当該緊急連絡人が入居者の三親等内の親族であることを証明する書類 (2)　所在地又は勤務地が三重県内に所在する者 当該緊急連絡人の住民票の写し (3)　三重県内に営業拠点を有する法人 当該緊急連絡人の登記事項証明書 ２　その他（　　）

注１　新たに緊急連絡人となる者は、入居者の三親等内の親族（同居親族を除く。）で国内に居住していることとする（これにより難い場合には、①三重県内に住所若しくは勤務場所を有する者二名又は②三重県内に営業拠点を有する法人一法人とする。）。

２　新緊急連絡人の欄は、新たに緊急連絡人となる者が自署すること。

第３号様式の２（第６条関係）

県営住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書

年　　月　　日

三重県知事　宛て

県営住宅　　団地　　棟　　号室

入 居 者

電話番号

緊急連絡人の　住所又は所在地
氏名又は名称　が次のとおり変更になりましたので、三重県営住宅条例施行規則第６条第８項の規定により届け出ます。

		変　更　前	変　更　後
緊急連絡人	(ふりがな) 氏　名 又は 名　称		
	住　所 又は 所在地 (電話番号)	(　　)	(　　)

備考

１　氏名変更の場合は、戸籍謄本その他の当該者が氏名を変更したことを証明する書類を添付すること。

２　住所変更の場合は、住民票の写しを添付すること。

３　所在地又は名称変更の場合は、登記事項証明書を添付すること。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条及び第二条（第七条及び第二十条の改正規定を除く。）の規定　令和七年十一月一日

二　第二条（第七条及び第二十条の改正規定に限る。）の規定　令和七年十月一日

（経過措置）

2　前項第一号の施行の日前に第一条の規定による改正前の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則第九条の緊急連絡人又は第二条の規定による改正前の三重県営住宅条例施行規則第六条の緊急連絡人であった者については、第一条の規定による改正後の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則第九条又は第二条の規定による改正後の三重県営住宅条例施行規則第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この規則の施行前に改正前の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

発行　三　重　県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/